

8. 貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
財務局登録貸金業者	処分事由	業務停止 (法第36条)	7	4	11	5	5
		登録取消し (法第37条)	1	1	1	3	0
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	2	0	1	0	0
	処分件数計		10	5	13	8	5
都道府県登録貸金業者	処分事由	業務停止 (法第36条)	0	26	34	449	604
		登録取消し (法第37条)	61	95	187	504	514
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	81	172	322	651	473
	処分件数計		142	293	543	1,604	1,591
計	処分事由	業務停止 (法第36条)	7	30	45	454	609
		登録取消し (法第37条)	62	96	188	507	514
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	83	172	323	651	473
	処分件数計		152	298	556	1,612	1,596

(注1) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

(注2) 表中の「法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことである。